⑥　６欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の２第１号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」（同条第２号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑦・⑧　（略）

第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（Ａ４）

（第三面）

建築物別概要

【１．建築物の番号】～【３．構造】　（略）

【４．主要構造部】
□耐火構造
□建築基準法施行令第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
□準耐火構造
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－１）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）
□その他

【５．建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
□建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法第21条第１項ただし書に該当する建築物
□建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造
□その他
□建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【６．建築基準法第61条の規定の適用】
□耐火建築物
□延焼防止建築物
□準耐火建築物
□準延焼防止建築物
□その他
□建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【７．階数】～【９．備考】　（略）

（注意）
１．～３．　（略）

⑥　６欄は、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の２第１号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準延焼防止建築物」（同条第２号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑦・⑧　（略）

第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（Ａ４）

（第三面）

建築物別概要

【１．建築物の番号】～【３．構造】　（略）

【４．主要構造部】
□耐火構造
□建築基準法施行令第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
□準耐火構造（準耐火時間：　　分）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－１）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）

【５．建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
□建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法第21条第１項ただし書に該当する建築物
□建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造

【６．防火地域又は準防火地域における対策の状況】
□延焼防止建築物
□準延焼防止建築物
□その他

【７．階数】～【９．備考】　（略）

（注意）
１．～３．　（略）